

条例点検票

			作成年月日	令和3年7月12日
条例番号	平成24年静岡市条例 第3号	条例名	静岡市清水港海づり公園代替施設建設基金条例	
制定年月日	平成24年2月24日	最終改正年月日	平成24年2月24日	
所管課名	海洋文化都市政策課			
条例の概要	東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に対処するために、旧静岡市清水港海づり公園（以下「旧海づり公園」という。）の施設を提供し、公園を廃止したことに伴い、その施設を継承する施設の建設に要する経費の財源に充てるために設置された静岡市清水港海づり公園代替施設建設基金（以下「基金」という。）を管理等するため制定。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	・現在も静岡市清水港海づり公園代替施設（以下「海づり公園」という。）を建設しており、建設に伴う基金の取り崩し等を実施していることから今後も必要とされる。	・現行どおり。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	・数年に渡り計画的に運用益の積立てを行うことで必要な施設整備費を確保できる見込みであり、これは海づり公園施設の建設に要する財源の確保という課題に対し、有効に機能指している。	・現行どおり。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	・以下の観点から見て、整理した結果効率的であると考えられる。 a 外部コスト ・当該条例による事務は基金の積立、運用及び取り崩しであるが、外部コストは発生していない。 b 内部コスト ・本基金の運用は、他の基金と併せて静岡会計課が運用等に係る事務を行っており、本基金が設けられていることについて市全体としての追加的なコストは少なく、効率的である。	・現行どおり。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・同様の事例で適法性を否定されたことはない。	・現行どおり。		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	・条例に市民参画の仕組みを定めておらず、定める余地はない。	・現行どおり。		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	・他都市と同様の規定で定められている。	・現行どおり。		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

様式 1

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にすること。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日		令和3年7月29日	
条例番号	平成15年静岡市条例 第152号	条例名	静岡市交通遺児等福祉手当条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成24年3月23日		
所管課名	子ども家庭課				
条例の概要	交通遺児等の福祉手当の支給に関し必要な事項を定めている。				
評価					
基準	評価結果		対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	交通遺児等の福祉の増進を図るための手 当であり必要である。		改正の必要なし		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	有効に機能している		改正の必要なし		
ウ 効率性 効率的か。無駄はな いか。	a 外部コスト：なし b 内部コスト：煩雑性なし		改正の必要なし		
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	該当なし (判例点検票(様式2)参照)		該当なし		
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地は ないか。	協働の余地はない		該当なし		
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	他都市の条例と比較し、規定内容に過不足 はない。		改正の必要なし		
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内にすること。
- 2 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日		令和3年8月1日	
条例番号	平成15年静岡市条例 第95号	条例名	静岡市駿府城再建等駿府城公園再整備基金条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成24年3月23日		
所管課名	緑地政策課				
条例の概要	駿府城公園を再整備するための資金の財源にあてるため基金を設置し、積立・管理・運用益金の処理・処分等について定めることにより、再整備事業を推進する。 (令和2年度末 12,049,371 円)				
評価					
基準	評価結果		対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	当初、駿府城公園整備のための寄附金の受け入れ先が無いことから、基金条例が制定された。整備事業は今後長期にわたることから、当条例は必要であると考ええる。		現状維持		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	本市第3次総合計画では、駿府城天守閣の再建を目指し、「サグラダ・ファミリア方式」等市民の協力を得ながら天守台の整備を推進することとしており、今後有効に機能することが期待される。		現状維持		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	条例は、シンプルな構成であり、効率的かつ無駄はない。		現状維持		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例なし これまで、再整備事業の財源として処分したことは無いが、基本計画に基づく再整備事業への利用であれば、違法とはならないと考える。		現状維持		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	市民、民間企業等からの寄附金受け入れを想定しており、今後協働による公園整備が期待される。		現状維持		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市施設整備基金条例も、本市とほぼ同様の構成・条文となっている。		現状維持		
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

(注)

- 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和3年8月3日
条例番号	平成24年静岡市条例 第11号	条例名	静岡市公共下水道の構造等の基準を定める条例	
制定年月日	平成24年3月23日	最終改正年月日	平成24年3月23日	
所管課名	上下水道局下水道部下水道総務課			
条例の概要	下水道法（昭和33年法律第79号）第7条第2項、第21条第2項及び第28条第2項の規定に基づき、公共下水道の構造、終末処理場の維持管理並びに都市下水路の構造及び維持管理の基準を定めるもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	公共下水道の構造、終末処理場の維持管理並びに都市下水路の構造及び維持管理の基準を条例で定めるものとする下水道法の規定が存続しており、これに基づき条例を定める必要がある。	本条例は必要であり、廃止することはできない。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	有効に機能している。	更に有効な手段へ改正する余地はない。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	効率的で無駄はない。	より効率的な制度に改正する余地はない。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法性を否定されたことはない。	該当なし。		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	条例に市民参画の仕組みを定める余地はない。	協働を図る余地はない。		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市においても同様の条例が整備されている。	該当なし。		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日		令和3年7月27日	
条例番号	平成22年静岡市条例 第11号	条例名	静岡市公共下水道事業区域外流入分担金徴収条例		
制定年月日		平成22年3月24日	最終改正年月日		平成24年3月23日
所管課名		上下水道局下水道部下水道総務課			
条例の概要		公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法第224条の規定に基づき、静岡市公営企業管理者が区域外流入について受益者から徴収する分担金に関し必要な事項を定めたもの。			
評価					
基準	評価結果		対応		備考
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	下水道事業計画区域外からの下水道への接続を希望する受益者がおり、必要なものである。		今後も新たに受益を受ける者があるため継続して事業に要する費用の一部を負担していただく。		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	分担金は法により条例にて定めることとされている事項を定めていることから有効に機能している。 また、賦課徴収に関しても適切に運用できる規定となっている。		更に有効な手段へ改正する余地はない。		
ウ 効率性 効率的か。無駄は ないか。	外部コストは応分の負担である。 内部コストは不必要に煩雑であるということはない。		現行の規定を維持する。		
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	判例で適法性を否定されたことはない。		該当なし。		
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地 はないか。	市民参画の仕組みを定める余地はない。		協働を図る余地はない。		
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	法に基づくものであり、他都市も同様に規定している。		他都市の条例も概ね同様である。		
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和3年7月21日
条例番号	平成16年静岡市条例 第90号	条例名	静岡市障害者施策推進協議会条例	
制定年月日	平成16年12月22日	最終改正年月日	平成27年12月15日	
所管課名	障害福祉企画課			
条例の概要	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、同条第1項の審議会その他の合議制の機関として設置する静岡市障害者施策推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	静岡市障がい者共生のまちづくり計画の策定、障がい者福祉施策の進捗管理、関係機関の連絡調整に関する調査等を行うため、継続して当該協議会を設置する必要がある。	改正の余地なし。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	年3～4回程度の会議を開催し、静岡市障がい者共生のまちづくり計画の策定、障がい者福祉施策の進捗管理を行っており、当該協議会の審議が、障害福祉行政の推進に有効に活用されている。	改正の余地なし。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	a 外部コスト 問題なし b 内部コスト 問題なし	改正の余地なし。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法である。	改正の余地なし。		
オ 協働性 協働が果たされているか。協働の余地はないか。	委員は、 (1) 学識経験のある者 (2) 障害者又は障害者の福祉に関する事業に従事する者 (3) 関係行政機関の職員 から構成されており、協働が果たされている。	改正の余地なし。		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	専門委員、部会の設置規定を置く場合もある。	現行の協議会において、専門委員、部会の設置は求められていない。今後、協議会の審議において必要性が生じれば、改正を検討する。		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日		令和4年7月7日	
条例番号	平成15年静岡市条例 第294号	条例名	静岡市災害対策本部条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成24年8月31日		
所管課名	危機管理総室				
条例の概要	災害対策基本法第23条の2第8項の規定に基づき、静岡市災害対策本部に関して必要な事項を定める。				
評価					
基準	評価結果	対応	備考		
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	静岡市災害対策本部に関して必要な事項を定めるため、現在も必要な条例である。	なし。			
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	組織等について規定しており、有効に機能している。	なし。			
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	a 外部コスト なし。 b 内部コスト 煩雑性なし。	なし。			
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例により違法性を否定されたことはない。	なし。			
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	協働の余地はない。	なし。			
カ 他都市 他都市の条例ほど うか。	他都市の同様の条例と比較し、規定内容に過不足はない。	なし。			
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由	特記事項			
現行どおり					

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にすること。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和3年7月30日
条例番号	平成21年静岡市条例 第7号	条例名	静岡市治水交流資料館条例	
制定年月日	平成21年3月13日	最終改正年月日	平成24年10月6日	
所管課名	河川課			
条例の概要	静岡市治水交流資料館の開館に伴い、資料館の運営を定めるため制定された条例である。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	治水交流資料館は治水事業について、市民 の関心を高め、市民の防災意識の向上をは かるため設置されたものであり、この目的 のために設置された施設を運用するため にも、当条例は必要と考えられる。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	有効に機能している。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はな いか。	効率的で無駄はない。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	適法性を否定されたことはない。	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地は ないか。	協働の余地はない。	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	他都市の類似した資料館条例と比較し、規 定内容に過不足はない。	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にすること。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日	令和3年8月6日
条例番号	平成15年静岡市条例 第293号	条例名	静岡市防災会議条例
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成24年10月16日
所管課名	危機管理総室		
条例の概要	災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、静岡市防災会議の所掌事務及び組織を定める。		
評価			
基準	評価結果	対応	備考
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	静岡市防災会議の所掌事務及び組織を定 めるため、現在も必要な条例である。	なし。	
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	静岡市防災会議委員と任期等について規 定しており、有効に機能している。	なし。	
ウ 効率性 効率的か。無駄はな いか。	a 外部コスト なし。 b 内部コスト 煩雑性なし。	なし。	
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	判例により違法性を否定されたことはな い。	なし。	
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地は ないか。	協働の余地はない。	なし。	
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	他都市の同様の条例と比較し、規定内容に 過不足はない。	なし。	
キ その他			
見直し結果			
改廃等の必要	理由	特記事項	
現行どおり			

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日		令和3年8月6日	
条例番号	平成17年静岡市条例 第65号	条例名	静岡市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例		
制定年月日		平成17年4月25日	最終改正年月日		平成24年11月22日
所管課名		議会総務課			
条例の概要		(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、静岡市議会の議員の定数を定めるもの (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第8項の規定により、各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるもの			
評価					
基準	評価結果		対応		備考
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	地方自治法第91条第1項の規定に基づき、静岡市議会議員の定数を定め、公職選挙法第15条第8項の規定に基づき、各選挙区において選挙すべき議員の数を定める必要がある。		地方自治法及び公職選挙法の規定に基づき定める条例であり、廃止することはできない。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	各選挙区において選挙すべき議員の数については、国勢調査の結果を基に算出している。		対応なし		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	効率的で無駄はない。		対応なし		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例で適法性を否定されたことはない。		対応なし		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	条例に市民参画の仕組みを定める余地はない。		対応なし		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市においても同様の条例により、議員定数及び人口比に応じた区別定数が規定されている。		対応なし		
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由		特記事項		
現行どおり			次回の改選期までに最新の国勢調査の結果を基に、改正する可能性がある。		

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日		令和3年7月28日	
条例番号	平成24年静岡市条例 第89号	条例名	静岡市道路標識の寸法を定める条例		
制定年月日	平成24年12月14日		最終改正年月日	平成24年12月14日	
所管課名	道路保全課				
条例の概要	市が管理する県道及び市道に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法を定める。				
評価					
基準	評価結果		対応		備考
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	道路法第45条3項の規定により、県道及び市道の道路標識の寸法は、地方公共団体の条例で定めることとあり、必要である。		改正の必要なし		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	有効に機能している。		改正の必要なし		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	a外部コスト：なし b内部コスト：煩雑性なし		改正の必要なし		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	該当なし		該当なし		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	該当なし		該当なし		
カ 他都市 他都市の条例かどうか。	同様の条例を定めている。		改正の必要なし		
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にすること。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和3年8月1日
条例番号	平成24年静岡市条例 第81号	条例名	静岡市興行場法施行条例	
制定年月日	平成24年12月14日	最終改正年月日	平成24年12月14日	
所管課名	生活衛生課			
条例の概要	興行場法（以下「法」という。）第2条第2項に規定する構造設備基準及び同法第3条第2項に規定する入場者の衛生に必要な措置について所要の基準を定めるものである。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	構造設備、衛生上その他の必要な措置を定めることにより興行場の衛生水準の向上を図るものであり、現在においても必要な条例である。	制定時との間に特に行政課題等に変化が認められないため、対応は不要と考える。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	本条例を定めるに当たっては興行場法第2条、第3条関係基準条例準則(昭和59年4月24日環指発42号、以下「厚生省局長通知」という)を参考にしており、本条例の規定により、一定の衛生水準が確保されている。	本条例に構造設備、衛生上必要な措置等の基準を定めることにより、衛生水準の確保が有効に行われていると考える。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	本条例に基づき興行場の開設、変更等の許可申請を行う際は、運用上、当課との事前協議を行うよう要請しており、手続自体はスムーズに行われるものが大半である。	本条例に定める基準は厚生省局長通知を参考としているため、全国的に同様の水準の措置が求められる場合がほとんどであり、特に本市においてのみ過大な負担が生じている点はないと思われる。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	本条例及び厚生省局長通知に沿って策定された条例について、適法性を否定した判例については把握していない。	特になし		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	特に協働が図られてはいないが、特定の業の構造設備及び衛生上の基準を定める条例であることから、協働を図ることは条例の目的や趣旨にそぐわないと考える。	左記のとおり特に協働の余地はないと思われる。		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	大半の他都市でも厚生省局長通知に沿って同様の条例を制定している。特に静岡県及び浜松市においては、県内で異なる基準を用いる事がないよう同様の基準を制定している。	特に他市の事例を参考に改正する点はないと考える。		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。

様式 1

- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和3年8月1日
条例番号	平成24年静岡市条例 第82号	条例名	静岡市クリーニング所の業者が講ずべき措置を定める条例	
制定年月日	平成24年12月14日	最終改正年月日	平成24年12月14日	
所管課名	生活衛生課			
条例の概要	クリーニング業法（以下「法」という。）第3条第3項第6号の規定により、クリーニング所の業者が講ずべき衛生上その他の措置を定めるものである。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	法第3条第3項各号に定めるもののほか、衛生上その他の必要な措置を定めることによりクリーニング業の衛生水準の向上を図るものであり、現在においても必要な条例である。	制定時との間に特に行政課題等に変化が認められないため、対応は不要と考える。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	本条例を定めるに当たっては「クリーニング所における衛生管理要領について」（昭和57年厚生省局長通知）を参考にしており、本条例の規定により、一定の衛生水準が確保されている。	本条例に構造設備、衛生上必要な措置等の基準を定めることにより、衛生水準の確保が有効に行われていると考える。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	本条例に基づきクリーニング所の開設、変更等の許可申請を行う際は、運用上、当該との事前協議を行うよう要請しており、手続自体はスムーズに行われるものが大半である。	本条例に定める基準は厚生省局長通知を参考にしているため、全国的に同様の水準の措置が求められる場合がほとんどであり、特に本市においてのみ過大な負担が生じている点はないと思われる。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	本条例及び厚生省局長通知に沿って策定された条例について、適法性を否定した判例については把握していない。	特になし		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	特に協働が図られてはいないが、特定の業の構造設備及び衛生上の基準を定める条例であることから、協働を図ることは条例の目的や趣旨にそぐわないと考える。	左記のとおり特に協働の余地はないと思われる。		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	大半の他都市でも厚生省局長通知に沿って同様の条例を制定している。特に静岡県及び浜松市においては、県内で異なる基準を用いる事がないよう同様の基準を制定している。	特に他市の事例を参考に改正する点はないと考える。		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日	令和3年8月5日
条例番号	平成24年静岡市条例 第86号	条例名	静岡市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
制定年月日	平成24年12月14日	最終改正年月日	
所管課名	公園整備課		
条例の概要	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項の規定に基づき、市が管理する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるもの。		
評価			
基準	評価結果	対応	備考
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、市が管理する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものであるため、当該条例は必要である。	改正の必要なし	
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	上記アのとおり有効	改正の必要なし	
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	a 外部コスト なし b 内部コスト 煩雑性なし	改正の必要なし	
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	該当なし	該当なし	
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	該当なし	該当なし	
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市においても同様の条例が整備されている。	改正の必要なし	
キ その他			
見直し結果			
改廃等の必要	理由	特記事項	
現行どおり			

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。